NEWS RELEASE

国土交通省

近畿運輸局大阪運輸支局

問い合わせ先
（所属）大阪運輸支局　輸送部門
（担当）河原　・　齋藤
（電話）０７２－８２２－６７３３

令和３年１２月２２日

トラック運送業における「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」に関する協力依頼について

国内物流の重要な輸送機関であるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。こうした状況を改善するため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ、規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化及び標準的な運賃の告示制度の導入等が順次施行されているところです。このような中、今般の燃料価格の上昇により、さらにトラック運送事業者の経営に影響を与える状況が生じています。

大阪運輸支局ではこれまでも、一般社団法人大阪府トラック協会と協力し、荷主団体等へ「標準的な運賃」、「燃料サーチャージ」等適正運賃の収受について周知活動を行ってきたところですが、これを機にこの取組みをより多くの方に知っていただくために、下記により経済団体である大阪府商工会議所連合会様に協力依頼を行いましたので、お知らせします。

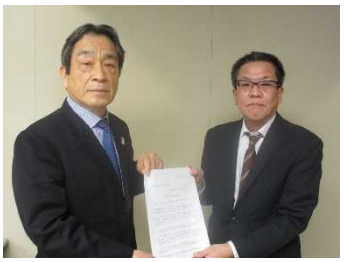

記

１．日　時　令和３年１２月２１日（火）１４：００～
２．場　所　大阪商工会議所　３階応接室
　　大阪市中央区本町橋２番８号
３．内　容　大阪府商工会議所連合会様へ大阪運輸支局長・一般社団法人大阪府トラック協会会長から文書を手交し協力依頼を行いました。

配布先：陸運記者会（トラック部会）

大ト協第３０１号
令和３年１２月２１日

大阪府商工会議所連合会　会長　殿

一般社団法人　大阪府トラック協会
会　長　中　川　才　助

標準的な運賃ならびに燃料高騰へのご配慮について（お願い）

謹啓　時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、私どもトラック運送業界に対しまして、格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、私どもトラック運送業界は、国内貨物輸送の９割（トンベース）を支える重要な輸送機関であると自負しておりますが、一方では運転者の労働環境が他産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、慢性的な運転者不足が大きな課題となっております。

さらに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、令和６年度から時間外労働の限度時間が適用されることを踏まえますと、より深刻なドライバー不足に陥る可能性も否定できません。

私どもトラック運送業界が、今後とも引き続き安定した輸送力を提供するためには、長時間労働をはじめとする労働環境を改善し、既存ドライバーの定着や新たな人材の確保を図ることが急務であります。

そのため、昨年４月にはドライバーの労働条件の改善やトラック事業者が持続的に事業の健全な運営をするための指標となる「標準的な運賃」が国土交通省から告示されましたが、中小事業者の多い業界では荷主企業への交渉力が弱く、「標準的な運賃」の普及も思うように進まない中で、今回の燃料価格の急騰が追い打ちとなり、深刻な経営難になっております。

燃料価格の高騰につきましては去る１２月２日、全日本トラック協会が経済団体、関係自動車団体、労働組合とともに総決起大会を開催し、自民党ならびに公明党に対して強く要望いたしましたが、この問題の解決には何よりも荷主企業様のご理解とご協力が必要であります。

つきましては、これからもトラック運送業界が我が国のくらしと経済を支え続けられますよう、以下の２点に関しまして、貴団体傘下の荷主企業様に広くご周知いただきますようご配慮方よろしくお願いいたします。

敬具

記

１．国の告示した「標準的な運賃」の普及に対するご理解とご協力
２．燃料高騰時には、別建運賃である「燃料サーチャージ」に対するご理解とご協力

以上

大運輸第１７１７号
令和３年１２月２１日

大阪府商工会議所連合会　会長　殿

近畿運輸局大阪運輸支局長

トラック運送業における適正運賃収受について

平素より国土交通行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国内貨物輸送の９割（トンベース）を占め、物流の重要な輸送機関として我が国のくらしと経済を支えるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

さらに、平成３０年７月６日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成３０年法律第７１号）（以下、「働き方改革関連法」という）において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和６年４月１日に、年９６０時間（月平均８０時間）が適用されることになっています。

このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成３０年１２月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和６年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年４月２４日に告示を行いました。

前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営環境に大きな影響を与えています。

「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物

流効率化に必要となる設備導入に要する費用等や燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の趣旨を踏まえた運賃・料金の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げることが必要です。

つきましては、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

１．トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に必要な経費、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

２．トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）附則第１条の２に基づき、国土交通大臣から荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。